(三)　行政機関の長は、適性評価を実施するときは、(四)の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、適性評価調査を行うよう求めることとし、内閣総理大臣は、評価対象者について適性評価調査を行い、意見を付して、その結果を当該行政機関の長に通知することとした。（第一二条第四項及び第五項関係）

(四)　(二)の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長等が実施した適性評価のうち直近のもの（以下「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施することとした。（第一二条第七項関係）

7　雑則

(一)　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を定めることとした。（第一八条第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、毎年、(一)の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を優れた識見を有する者に報告し、その意見を聴かなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

(三)　政府は、毎年、(二)の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表することとした。（第一九条関係）

(四)　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

8　罰則

(一)　重要経済安保情報の取扱いの業務により知り得た重要経済安保情報を漏らした者、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺くなどの行為により、又は重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得した者等に対する所要の罰則を設けることとした。（第二三条～第二五条関係）

(二)　法人の代表者又は法人若しくは人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(一)に規定する一定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、所要の罰則を設けることとした。（第二八条関係）

9　附則

(一)　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(二)　国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二八号）（内閣府本府）

1　特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加することとした。（第五〇条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（内閣府本府）

1　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の一部の施行に伴い、政策統括官の職務に同法に関する事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八六号）（厚生労働省）

一　雇用保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

雇用保険法施行令第一五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第一六条の規定の適用に関する技術的読替えについて所要の改正を行うこととした。

二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金の支給に要する費用の国の負担に関する暫定措置を廃止することとした。

2　国家公務員共済組合法に基づく介護休業手当金の支給に要する費用の国の負担について、令和六年度から令和八年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとすることとした。

三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金の支給に要する費用の地方公共団体の負担に関する暫定措置を廃止することとした。

2　地方公務員等共済組合法に基づく介護休業手当金の支給に要する費用の地方公共団体の負担について、令和六年度から令和八年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとすることとした。

四　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（防衛省）

1　自衛隊法第九八条第一項に規定する「政令で定める学術」に、文学及び法学を加えることとした。（第一二〇条の二関係）

2　自衛隊法第九八条第一項に規定する「政令で定める学位に相当するもの」を規定することとした。（第一二〇条の二関係）

3　自衛隊法第九八条の規定により学資金を貸与される学生の略称を「貸費学生」から「自衛隊奨学生」に改めることとした。（第一二〇条の三関係）

4　学資金貸与願書への学長の推薦書の添付を不要とすることとした。（第一二〇条の三関係）

5　学資金の貸与を行わない期間について要件を整理することとした。（第一二〇条の八関係）

6　この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。